保育に関する資格や
ホームヘルパー等の資格をお持ちの方へ

家庭生活支援員になって、ひとり親家庭の生活のお手伝いをしていただけませんか。一時的に生活援助や保育等のサービスが必要なひとり親家庭等を支援する『家庭生活支援員』に登録してくださる方を募集しています。

＜家庭生活支援員が行なう生活援助及び保育サービス＞

①生活援助

ひとり親家庭等の自宅において、お子さんの食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務

②子育て支援

家庭生活支援員の自宅等において、乳幼児の保育や児童の世話など必要な用務

＜家庭生活支援員への応募資格について＞

①生活援助

ホームヘルパー1級、2級、3級、介護福祉士、看護師、准看護師、その他の同等の研修修了者

②子育て支援

保育士、子育て支援関係研修修了者

＜手当について＞

家庭生活支援員が行なった支援内容、時間数に応じて支給されます。
手当額については別紙をご覧ください。

※ひとり親家庭等からの支援依頼は県母子連で受付し、県母子連が確認と調整を行なったうえ、家庭生活支援員の方に依頼の連絡を行ないます。

※お仕事や家事の合間等でご都合のよい場合に依頼しますので、まずは登録をお願いします。登録の際、資格証のコピーの添付をお願いしています。

※詳細については、一般財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会(母子連)にお問合せ下さい。　　母子連　TEL　023-633-0962(担当 紅葉)

※登録届の送付先

〒990-0021　山形市小白川町 2-3-31

一般財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会(母子連)　宛て

別表

手当額

（1）日中　（９：００～１８：００）

①生活援助　　@2,000 円　×　利用時間
②子育て支援
　ア　家庭生活支援員の居宅及び児童館等で知事が認める場所
　　@1,000 円　×　利用時間　×　［１＋（児童数－１）×０．５］
　イ　講習会会場
　　@1,500 円　×　利用時間

（2）早朝、深夜等（１８：００～翌９：００）

①生活援助　　@2,500 円　×　利用時間
②子育て支援　@1,250 円　×　利用時間　［１＋（児童数－１）×０．５］

（3）宿泊分（２２：００～翌６：００）

①子育て支援　@5,000 円　×　児童数

（4）移動時間（生活援助を行う際に訪問先から次の派遣先に移動する場合）

@1,860 円×延活動単位数

活動単位数は以下のとおり
（ア）30 分未満は０単位
（イ）30 分以上 1 時間未満は 0.5 単位
（ウ）1 時間以上は 1 単位